

## 魅力ある県立高校づくり懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 さらなる県立高校の活性化や特色ある高校づくりを進めるにあたり、幅広い意見を反映するため、魅力ある県立高校づくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 懇話会は、学識経験を有する者、学校及び行政機関の関係者のうちから、埼玉県教育委員会教育長が依頼する委員10名以内で構成する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

### (座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、懇話会の会務を総括する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 懇話会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要に応じて、懇話会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (会議の公開)

第6条 懇話会の会議は、原則として公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

### (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育局県立学校部県立学校人事課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年8月28日から施行し、平成25年3月31日をもってその効力を失う。